～　指導と監査とは　～

◎　介護給付等対象サービスの質の確保

◎　保険給付の適正化

１．指導及び監査

指　導

条例等その他の基準に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等について周知徹底を図ることを目的に行います。

集団指導

事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

運営指導

事業者等の事業所において、概ね６年に１回実施します。

監　査

入手した各種情報により指定基準違反や不正請求などが認められる場合（若しくは疑いがある場合）に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に行います。

- 通報、苦情、相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- 国保連及び保険者からの通報情報
- 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- 運営指導において確認した指定基準違反等
- 利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合及び指定基準違反等

文書指導

勧　　告

命　　令

指定取消等

１．指導及び監査

集団指導

運営指導

指導（支援）の効果・ねらい

正確な情報の伝達・共有

不正・過失行為の未然防止

＋

事業者の育成

集団指導で伝達・共有した情報の理解度を個別に把握

各事業者との適切なコミュニケーションによる運営等の個別支援

自らルールを守るための取組を推進する事業者像への転換を個別に支援

サービスの質の向上

よりよいケアの実現

２．運営指導（実施の通知から改善報告書提出まで）

鹿児島市指導監査課



① 約１か月前までに実施の通知

② 自己点検表等を提出　運営指導の７開庁日前までに

③ 運営指導

④ 運営指導結果通知　運営指導の日から概ね３０日以内

⑤ 改善報告書提出　提出期限：運営指導結果通知に記載

事業所

